

## 「ひなた認証飲食券（電子）発行要綱」

宮崎県は以下の要綱でひなた認証飲食券（以下、単に「飲食券」という。）を発行、販売、決済および換金する。

項番	項目	内容
1	発行方式、業務委託	宮崎県（発行者）が、電磁的方法により記録される前払式支払手段とする飲食券を発行する。発行者は、宮崎銀行および九州電力に発行、販売、決済および換金業務にかかるシステム構築および運行、データ管理及び効果測定を委託し、九州電力が提供するシステム（地域通貨プラットフォーム）を利用して行う。
2	発行総額	13億円（うち電子飲食券9億1,000万円）
3	販売総額	10億円（うち電子飲食券7億円）
4	プレミアム率	30%
5	申込期間	令和4年10月20日（木）～令和5年2月28日（火）※先着順
6	販売期間	令和4年10月20日（木）～完売次第、販売終了
7	使用期間	令和4年10月24日（月）～令和5年2月28日（火）
8	保有希望者の申込、発行・販売コイン数、払込方法	飲食券は保有希望者（飲食券の保有を希望する者であって、自らのスマートフォンにアプリ（利用者用）をダウンロードできる者）は、アプリ（利用者用）を通じて、プレミアム無償付与分を除き1万コインを下限、2万コインを上限に1万コイン単位で申し込む。1コイン＝払込金額1円＋プレミアム無償付与分のコインをシステムを通じて発行・販売する。 当せん者は、コンビニエンスストア、クレジットカード、ペイジーで当せんしたコイン数（プレミアム無償付与分を除く）と同数の金額（1コイン＝1円）をチャージする。当せん者が期限までに払込を行わない場合には、当せん者の権利は失効する。宮崎県が別に定める方法で再募集する。
9	払戻し	利用者は、飲食券の発行を受けた後は、払戻しを受けることはできない。 ただし、天災地変その他これに準ずるやむを得ない事象によるものであると発行者が認めた場合はこの限りでない。
10	取扱店、利用（利用者による取扱店への提示）期間	利用者は、発行者から指定を受けた取扱店（利用者との間で自己が指定した対象商品等（発行者の規約で認めるものに限る。）について飲食券を使用した取引を行う個人又は法人）で飲食券を利用できる。 利用期間終了を以って未使用コインは失効する。
11	飲食券使用方法	飲食券について、利用者は、取扱店の確認の下、取扱店店頭に備えられたQRコードを自ら保有するスマートフォンにより読み取ることで取扱店を認識し、飲食券取引相当金額に相当するコイン数を減じて決

		<p>済する。提示する飲食券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできないものとする。但し、一部の取扱店では、取扱店の判断により、不足額を現金または取扱店の指定する方法により支払うことにより商品やサービスを受けることができるものとする。</p>
12	換金	<p>飲食券取引金額の換金は、宮崎県が定めた方法により、取扱店の予め指定した預金口座に振り込む（振込手数料は事務局の負担とする）。</p> <p>換金のタイミングは、取扱店毎の未換金の飲食券取引金額相当額（*1）を、毎月10日、20日、月末を締日とし、締日から5営業日以内に振り込む。ただし、その合計金額が5千コイン未満の場合には振り込みが、次回繰り越しとなる。</p> <p>*1：飲食券取引金額相当額は、甲が別に定める取扱店規約（別紙1）の第3条第5項に基づき取消しまたは解除された飲食券使用取引に係る飲食券取引金額、第6条第2項または第4項に従い支払を要しない飲食券取引金額、第6条第3項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。</p>
13	禁止事項	<p>飲食券の他人への譲渡、飲食券にかかるシステム上の履歴の改竄、偽造などの不正行為。</p>

以上